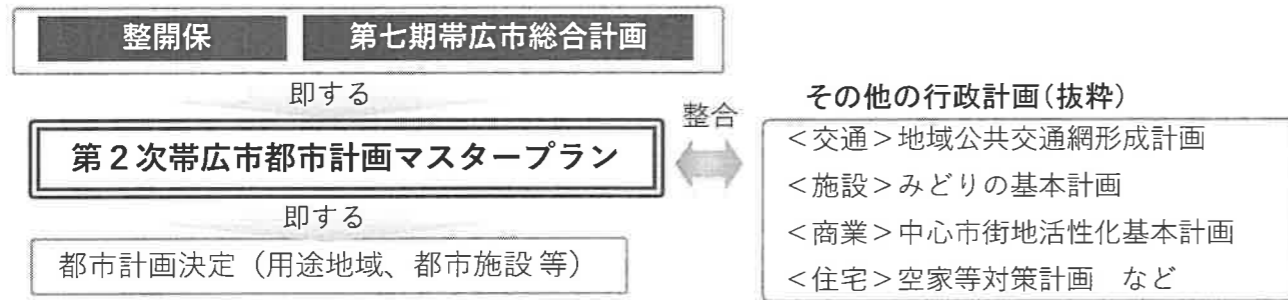


# 第2次帯広市都市計画マスタープラン（原案）について

令和元年11月21日  
建設文教委員会提出資料

## 1. 計画の位置づけ等

- ・第2次帯広市都市計画マスタープラン（以下、「MP」という。）は、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、北海道が策定する「帯広圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「整開保」という。）や第七期帯広市総合計画に即して策定するものです。
- ・計画期間は2020（令和2）年度から2039（令和21）年度までとし、対象は帯広市の都市計画区域とします。なお、今後の社会情勢等に合わせ、必要に応じて見直しを行います。



## 2. 基本理念と将来都市構造

### (1) 基本理念

- ・本市ではこれまで、地域の歴史や特性を活かしながら、自然環境や人に優しくコンパクトで持続可能な都市形成に取り組んできました。
- ・人口減少や高齢化が進行する中、誰もが安全安心に暮らすことのできる地域社会を実現するためには、将来を見据え、持続可能なまちの基盤を整備することがますます重要となっています。
- ・こうしたことを踏まえ、今後の都市計画の基本理念を次のとおりとします。

**都市計画の基本理念**

**みんなで創り 未来へつなぐ**

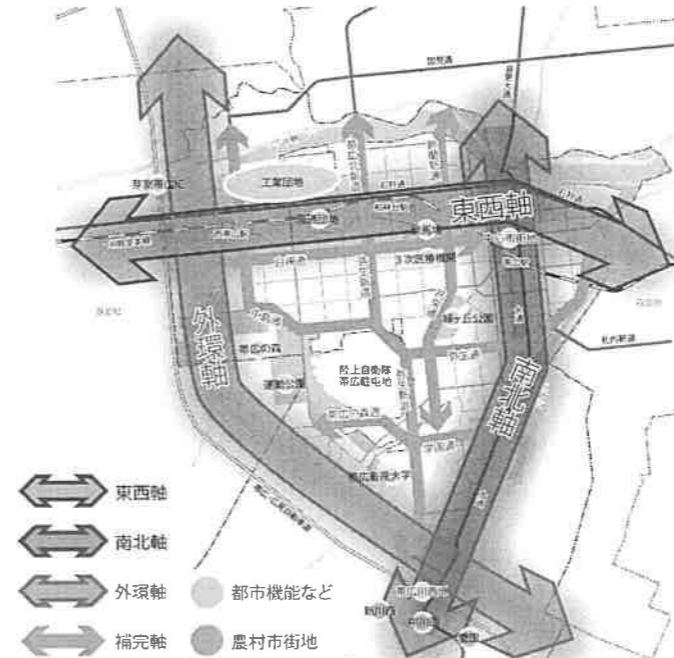
**みどり豊かな帯広の 心地よい暮らし**

- ・帯広の森に象徴されるみどり豊かで住み心地のよい都市空間を、後世に継承します。
- ・一人ひとりが誇りと愛着を持てる豊かな地域社会の実現に向け、市民との協働により取り組みを進めます。
- ・まちの活力を効果的に高める場所（まちの“ツボ”）を探り、様々な主体による創意工夫により、個性ある都市空間を形成します。
- ・蓄積された都市基盤を有効に活用するため、施設等の長寿命化や効果的な維持・管理、更新を進めます。
- ・効率的で環境への負荷を抑えた都市構造の形成を図り、公共交通や自転車、自家用車などのバランスの取れた利用を促進します。
- ・災害時の交通確保や火災の拡大を阻止するための措置を講ずるなど、自然災害のリスクに対応した都市を形成します。

### (2) 将来都市構造

#### ① 基軸

- ・都市機能が集積する3つの基軸とそれらを繋げる補完軸の効果が発揮されるような土地利用や都市施設等の整備を図ります。



#### ② エリア

- ・都市計画区域を5つに区分し、各エリアの特性を生かしながら、個性ある都市空間の形成を目指します。



### 3. 分野別方針

- ・合理的な土地利用や、都市計画に定める施設や公共交通、災害に強い都市基盤や魅力ある景観についての考え方について、それぞれ「土地利用の方針」、「都市施設等の方針」、「都市環境の方針」として体系立てて整理します。

項目	主要な取り組み方針	
土地利用の方針	住宅系	・中心部の魅力的な居住環境の形成 ・良好な住環境の維持・保全
	商業系	・中心部への商業施設などの集積 ・生活利便施設の維持
	工業系	・良好な工業地形成、土地利用の促進
	調整区域	・必要に応じて都市的土地利用の検討
都市施設等の方針	道路・交通体系	・交通量の変化や次世代交通などへの対応 ・自転車や歩行者の安全確保 ・持続可能な公共交通ネットワークの形成
	みどり	・公園緑地等の適切な保全 ・市民と力を合わせたみどりづくり ・みどりの多様な活用
	下水道・河川	・大雨等に備えた下水道や河川整備
	その他（施設全般）	・施設の維持・更新、長寿命化
都市環境の方針	都市防災	・耐震化促進、緊急車両等の経路確保 ・洪水対策、雨水流出の抑制
	都市景観	・風土やみどりを活かした都市景観の形成

### 4. 実現に向けて

- ・MPの実現に向けては、市民と行政が協働し、また、市民自らが取り組む「まち育て」を推進します。
- ・「まち育て」の具体的な取り組み等については、MP策定後に検討を進めます。